

〔朱書
学第千七百二十号〕

在米留学生菊池武夫・小村寿太郎他四名の学業に付留学

76 在米留学生菊池武夫・小村寿太郎他四名の学業に付留学
生監督目賀田種太郎報告の件回達 〔明治十年九月五日〕
生監督目賀田種太郎ヨリ生徒ニ付諸校ヨリノ報告第

(欄外注記 1) 十五号ヨリ第十八号迄原訳文相添別紙之通申来候ニ付御一閱ノ為及廻付候条右原文ハ御覽済之上御返戻有之度候此段申進候也

東京大學法理文三學部綜理御中

文部省學務課長

日本文部省 目賀田種太郎殿
附表

(朱書)
〔第三十弐号〕

生徒ニ付諸校報告第十五号より第十八号迄原訳文共差進候右ニ相見候通三浦和夫小村壽太郎并ニ菊地武夫(池)夫々卒業法律得業士ノ称号ヲ受ケ申候尚法士等ニ從ヒ研業之儀ト心組居候斎藤脩一郎儀ハ此程病氣ニ付通學見合候様送致之申付有之依テ引籠リ居右ニ列セズ候事ニユーヨルク鉱山学校ヨリハ未タ其報告差越不申但シ右校在学生徒ハ当省採鉱実地ノ延行中ニ有之候其ノ勉強ナル「ハ校長ヨリ承リ候右御報仕候也

明治十年七月廿七日 留學生監督 目賀田種太郎

文部大輔 田中不二磨殿

今季 原口 平井両氏ノ試験報告ヲ呈進スルヲ喜ブ、一君共最

良ノ生徒中ニ在リ、然シ今全ク第四年級ニ進入セラレタリ

今学年 平均点 原口 三、七 平井 三、七

五点ヲ最高トス

然シテ生徒ノ四点ニ達スルモノ甚タ希ナリ又右ノ点ニ至ルモノ

少シトス

千八百七十七年六月九日 ウィルリヤム エル アダムス

ジュニヲル

三浦和夫氏ノ当校ニ於テ其ノ學問ニ信切ニ又首尾能ク注意セラ
ルコト其行状ヲ証スルハ余力最モ喜ブ處ナリ、過期ノ間御同人
ハ最満足ナル進ミヲナサレタリ、其學課ニ規則正シク満全ニ勉
メラレシノミナラズ仮訴訟ニ精密ニ用意ナサレ明瞭ニ又理ニ叶

〔朱書〕
報十六號

高キ報ヲ付スル三浦氏ノ報告ヲ進スルヲ喜ブ
千八百七十七年六月十二日 敬具

ニューヨークコロンビア去学校長

卷之三

七三四 外不以二而只有一

目賀田種太郎殿

千八百七十七年六月十二日

實地精味學、第二部

同
案

テアクリチア星学

平原口要
平井晴次郎

三

成績

ヒテ論セラレタリ、其學問ニ勉強ニシテ又其他ノ廉ミニ於モ其友ノ信ニ応ジ御振舞ニ付向後最も良キ法士トナラレン「ヲ察シ候

校長セヲドレ ダブリュ ドワイト

千八百七十七年七月十八日 ハーバード大学法学校
シージー、ラングデル

(朱書)
〔報十七号〕

此校ニ於テ斎藤氏菊地氏共ニ榮ヘアル位ヲ得ラレタル「ヲ告ル
ノ誉レヲ有ス斎藤氏ハ其試験ニ参ズルヲ得ラレザリシ菊地氏ハ

用達、 請合解キ放シ 為替及ヒ覚書

約束 刑法、 (ママ) 公當法

証拠法 諸難請合 (遺)
不動産 売リ渡シ 訴訟手続
私罪 遺言

(欄外注記)
〔〔朱書〕
〔答済〕〕
〔文部省往復〕明治十年分四冊之内乙号、(A 19)

目賀田種太郎殿

敬具

割超過セラレタリ其行状ハ又範例タルヘキ程ナリキ其ノ諸ノ務ヲ果サル、ニ正シク又敏ナルトハ比ヒアルベキニアラス、尚又一年此校ニ滞学ヲ企ラル、ヨシヲ聴クハ余ガ最モ喜ブ処ナリ

(朱書)

〔報十七号〕

(池)
此校ニ於テ斎藤氏菊地氏共ニ榮ヘアル位ヲ得ラレタル「ヲ告ル
ノ誉レヲ有ス斎藤氏ハ其試験ニ参ズルヲ得ラレザリシ菊地氏ハ

用達、 請合解キ放シ 為替及ヒ覚書

約束 刑法、 (ママ) 公當法

証拠法 諸難請合 (遺)
不動産 売リ渡シ 訴訟手続
私罪 遺言

(欄外注記)
〔〔朱書〕
〔答済〕〕
〔文部省往復〕明治十年分四冊之内乙号、(A 19)

目賀田種太郎殿

シージー、ラングデル

等ノ諸法課ノ試験満足ニ經ラレ去ル卒業式ニ於テ法律得業士ノ
称号ヲ受ラレタリ尚又他ノ日本若年ヲ教フルヲ得ハ幸甚ナリ
敬白

千八百七十七年六月十五日 ボストン大学法学校長

エトモンド エツチ ベネツト

日本ノ文部省 目賀田種太郎殿

(朱書)
〔報十七号〕

小村壽太郎氏ガ其學問ヲ修スルニ毎ニ勉強ニ又効果アル「ヲ余
ハ証スルヲ喜ブ去六月ノ毎年試験ニ其ノ毎課ヲ経ラレシノミナ
ラズ之レヲ平均スレバ其称号ヲ附与スルニ要セラル点ヨリ、二